

告 示

埼玉県告示第千百六号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川調節池工事事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十月二十一日

埼玉県知事 大野元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川調節池工事事務所

二 作業種類

公共測量（二級基準点測量、四級基準点測量）

三 作業地域

国土交通省関東地方整備局荒川調節池工事事務所管内（さいたま市、川越市）

四 作業期間

令和四年十月十一日から令和五年五月三十一日まで